

議案第57号

逗子市職員退職手当基金条例の制定について

逗子市職員退職手当基金条例を次のように制定する。

令和6年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員退職手当基金条例

(目的及び設置)

第1条 令和14年度までの職員の定年を段階的に引き上げる期間において、逗子市職員の退職手当に関する条例（昭和28年逗子市条例第5号）に基づく退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するため、逗子市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に限定する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和15年4月1日限りでその効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上する。

(提案理由)

令和14年度までの職員の定年を段階的に引き上げる期間において、逗子市職員の退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するに当たり、制定の要あるため提案する。